

確定拠出年金 手続きガイド

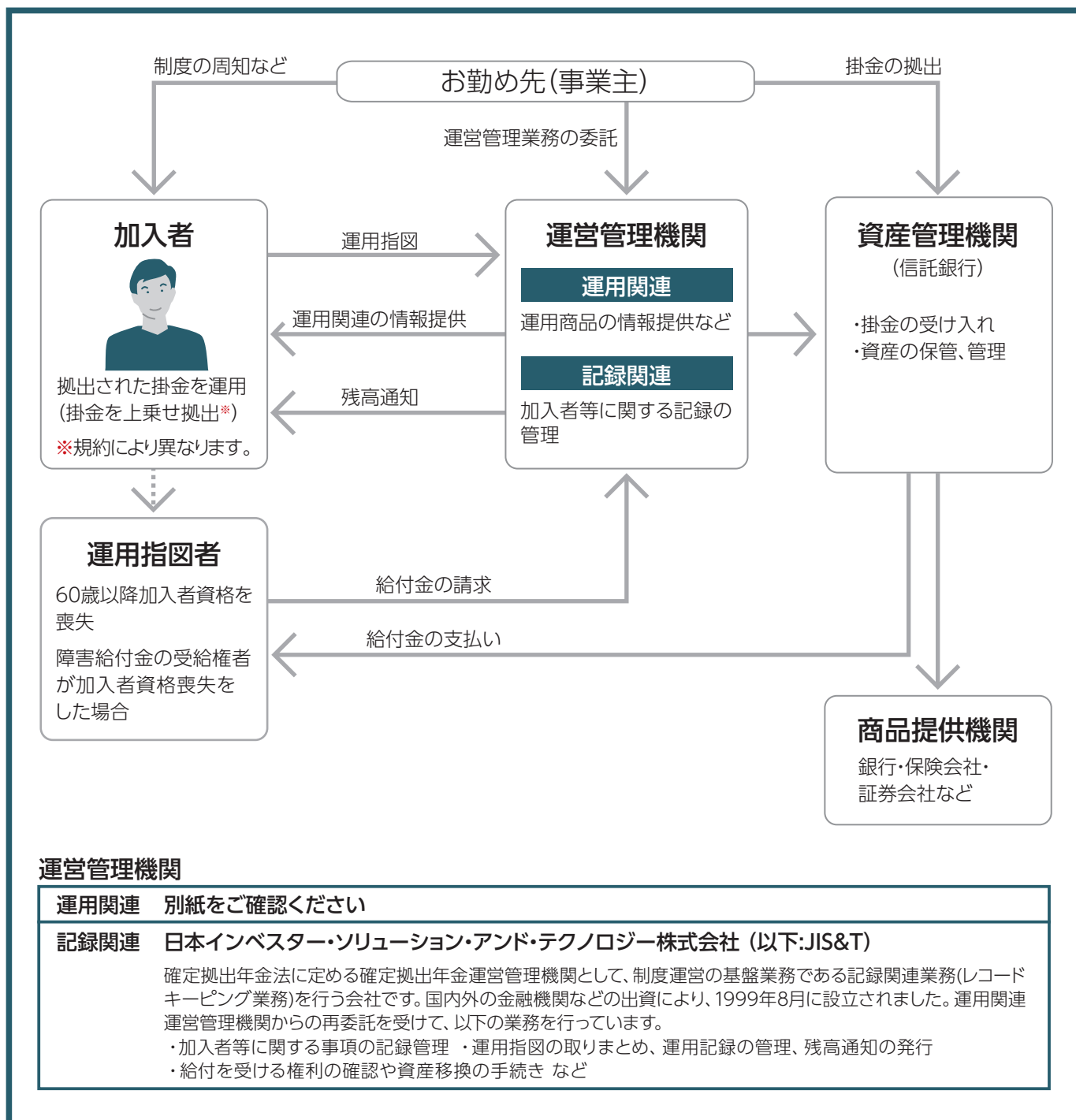
4

60歳未満で退職された場合の 資産を移し換える手続き

退職時の手続き	3
60歳未満で加入者ではなくなった場合	4
年金資産を移し換える手続きについて	7
例外措置：脱退一時金について	9

確定拠出年金は、さまざまな機関が関わって運営されています。

みなさんと各機関との関係、役割は以下のとおりです。



- ☐ この資料は、確定拠出年金の制度概要等を説明することを目的に野村證券株式会社が作成したものであり、特定の運用方法を推奨するもの、将来の値動きを示唆あるいは保証するものではありません。最終的な運用方法の選択や資産配分等はご自身で判断ください。
- ☐ この資料に掲載されている情報部分については、作成時点において信頼できると考えられる情報源に基づいたものでありますが、正確かつ完全であることを保証するものではありません。
- ☐ この資料のいかなる部分も一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しており、電子的あるいは機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ無断で複製などを行わないようにお願いします。

制作：野村證券株式会社

退職時の手続き

60歳未満で退職された場合は、現在加入している企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失します。

資格を喪失された後は、これまで運用してきた資産を他の制度に移し換える手続きが必要です。退職後の状況によって手続き方法が異なります。

■ 退職時の手続き

- ・ 中途退職（60歳未満）
- ・ 役員昇格（60歳未満）

※規約により異なります。

コールセンター



移換手続きについてお問い合わせください。

60歳未満で加入者ではなくなった場合

60歳未満で退職された場合は、現在加入している企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失します。
(雇用形態の変更等により、規約に定められた加入者資格に該当しなくなった場合も同様です。)
資格を喪失された後は、これまで運用してきた資産を他の制度に移し換える手続きが必要です。

■ 加入者資格喪失後の留意事項

- ・年金資産は、原則として60歳までは受取ることができません。
例外的に一定の要件をすべて満たしている場合に限り、脱退する(制度をやめる)ことができます。
- ・加入者資格を喪失した後は、移換手続きが完了するまで保有商品での運用が続き、スイッチングはできなくなります。保有商品を変更したい方は早めにスイッチングを行ってください。保有商品は移換手続き時にすべて売却されます。
- ・移換手続き開始後、一定期間経過すると、インターネットサービスを利用できなくなります。
- ・勤続3年未満での自己都合退職などでは、規約に事業主返還が定められている場合があります。
その場合は、事業主掛金相当額を返還した後に残った年金資産が移換の対象となります。
- ・加入者資格喪失月の翌月から、6ヶ月以内に手続きをしてください。
- ・未入金の場合、これらの掛金や制度移行金がある場合、これらが拠出されるまでは移換手続きを開始されません。
(不備なく手続き書類をご提出いただければ、制度移行金の入金資格喪失月の翌月から6ヶ月を超えても、自動移換の対象にはなりません。)

〈注〉手続きが郵送のケースでは、書類の受け渡しに日数がかかるため、手続き期限にご注意ください。

【イメージ】 加入者資格喪失手続完了通知書

作成日 20YY.MM.DD

194-0033
東京都目黒区〇〇〇1-2-3

確定 次郎 様

**確定拠出年金
加入者資格喪失手続完了通知書**

契約 〇〇〇確定拠出プラン 1234567
企業 〇〇〇株式会社 2345678
口座番号 1234542310
確定 次郎 様

記録関連運営管理機関 0000011
日本インベスター・リレーションズ・アンド・テクノロジー株式会社
お問い合わせ先 XXX-XXX-XXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
あなたは20YY年MM月DD日に加入者資格を喪失しましたのでご連絡申し上げます。

ご登録内容欄の記載事項は、移換手続き等が必要となる重要な項目ですので、
氏名、性別、生年月日・基礎年金番号に誤りがないことをご確認ください。
なお、ご登録内容に誤りがあった場合、加入者資格喪失後に住所・氏名等が変更になった場合は、
同封の「加入者口添付変更通知書」を本人確認書類と一緒にJIS&Tにご提出ください。

移換先で書類を記入する際に必要な情報(直前の加入状況)

記録関連運営管理機関登録番号	0000011
記録関連運営管理機関名称	日本インベスター・リレーションズ・アンド・テクノロジー株式会社
実施事業所 名称	〇〇〇株式会社
所在地	〒123-XXXX 東京都千代田区丸の内〇〇-〇〇
電話番号	00-1234-XXXX
実施事業所登録番号 (規約承認番号)	21XXXXXX
加入者資格取得年月日	YYYY年MM月DD日
過算拠出期間	YY年MMヶ月

ご登録内容	氏名	確定 次郎
	性別	男
	生年月日	YYYY年MM月DD日
	基礎年金番号	1234567890

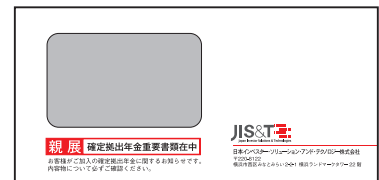
(移換手続きについて)
・あなたにお勧めになる企業に確定拠出年金がある場合は、当該企業に申し出て確定拠出年金制度に
移換する手続きをとってください。
・上記以外の場合は、個人型確定拠出年金を取扱う金融機関の窓口等で、個人型確定拠出年金の
加入者または運用指図者になる手続きをとってください。
・脱退一時金請求の要件を満たす場合は、本制度から脱退することも可能です。詳細は、個
人型確定拠出年金を取扱う金融機関の窓口等にお問い合わせください。

以上

加入者資格を喪失してから1～2ヶ月後、企業型
確定拠出年金制度の加入者資格を喪失したことを
通知する書類がご自宅に届きます。

(左イメージ図参照：JIS&Tから送付)

この書類には、退職後の手続きに必要な情報が記載
されていますので、手続き完了まで大切に保管して
ください。



移換先で書類を記入する際に必要な情報(直前の加入状況)
が記載されています。

加入者であったときの登録内容が記載されています。
記載内容に誤りがないかをご確認ください。
内容に誤りがある場合は、変更手続きが必要です。

6ヶ月を過ぎてしまうと…

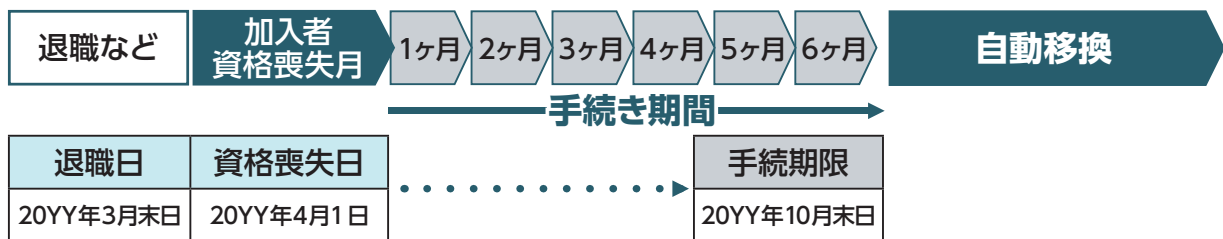
加入者資格喪失月の翌月から6ヶ月以内に移換の手続きを行わなかった場合は、年金資産は自動的に売却・現金化され、国民年金基金連合会に自動的に移換（自動移換といいます）されます。ご自身の資産として運用や給付を受けるためには、別途手続きや費用が必要となります。

※登録データ相違等により自動移換されない場合もあります。

自動移換されたままだと…

- ・資産は現金として管理され、掛金の拠出、運用指図、給付の請求ができません。
- ・自動移換中の期間は、通算加入者等期間に算入されませんので、老齢給付金の支給開始時期が遅くなる可能性があります。
- ・自動移換後、4ヶ月目から管理手数料がかかります。

【イメージ】



■自動移換の他に、本人の申出なしで行われる移換について

- ・退職後に新たにiDeCoまたは企業型確定拠出年金に加入したにもかかわらず、6ヶ月を経過しても移換手続きをしない場合は、本人の申出なしに加入した口座に資産が移換されます。
- ・自動移換された後に、新たにiDeCoまたは企業型確定拠出年金に加入すると、自動移換された資産は本人の申出なしに加入した口座に移換されます。

※本人の申出なしに行われる移換は、あくまでも企業型加入者資格喪失後に新たに確定拠出年金に加入したにもかかわらず、何らかの事情で移換手続きが行われなかった場合の措置です。登録されている情報等から同一人物と判定された場合に、本人の申出なしに新たな口座に移換されます。登録などの不備により同一人物と判定されなかった場合は移換されませんので、ご自身での移換手続きが必要になります。

※本人の申出なしで行われる移換は、ご自身で移換手続きを行った場合と同様に移換費用がかかります。

■ 自動移換にかかる手数料

(税込)

徴収する機関	内 訳	金 額
国民年金基金連合会	自動移換に関する事務手数料	1,048 円
特定運営管理機関	特定運営管理機関への移換手数料※ ¹	3,300 円
	特定運営管理機関手数料 (月次) ※ ²	52 円
	特定運営管理機関からの移換手数料※ ³	1,100 円

特定運営管理機関とは、国民年金基金連合会に年金資産を自動移換された方の記録を管理する記録関連運営管理機関のことをいいます。

※¹ 自動移換にかかる手数料のほかに、移換元の機関で手数料がかかる場合があります。

※² 自動移換後4ヶ月目よりかかります。

※³ 自動移換後に企業型確定拠出年金またはiDeCoに移換する際にかかる手数料です。

このほかに移換先の機関でも手数料がかかる場合があります。

手数料については、今後、改定される場合もありますのでご了承ください。

■ 移換手続きのご案内

加入者資格を喪失してから、約1～2ヶ月後に、まだ移換手続きをしていない場合、『移換の手続きのご案内』ハガキが届きます。

手続きに関して、ご不明な点はコールセンターへお問い合わせください。

年金資産を移し換える手続きについて

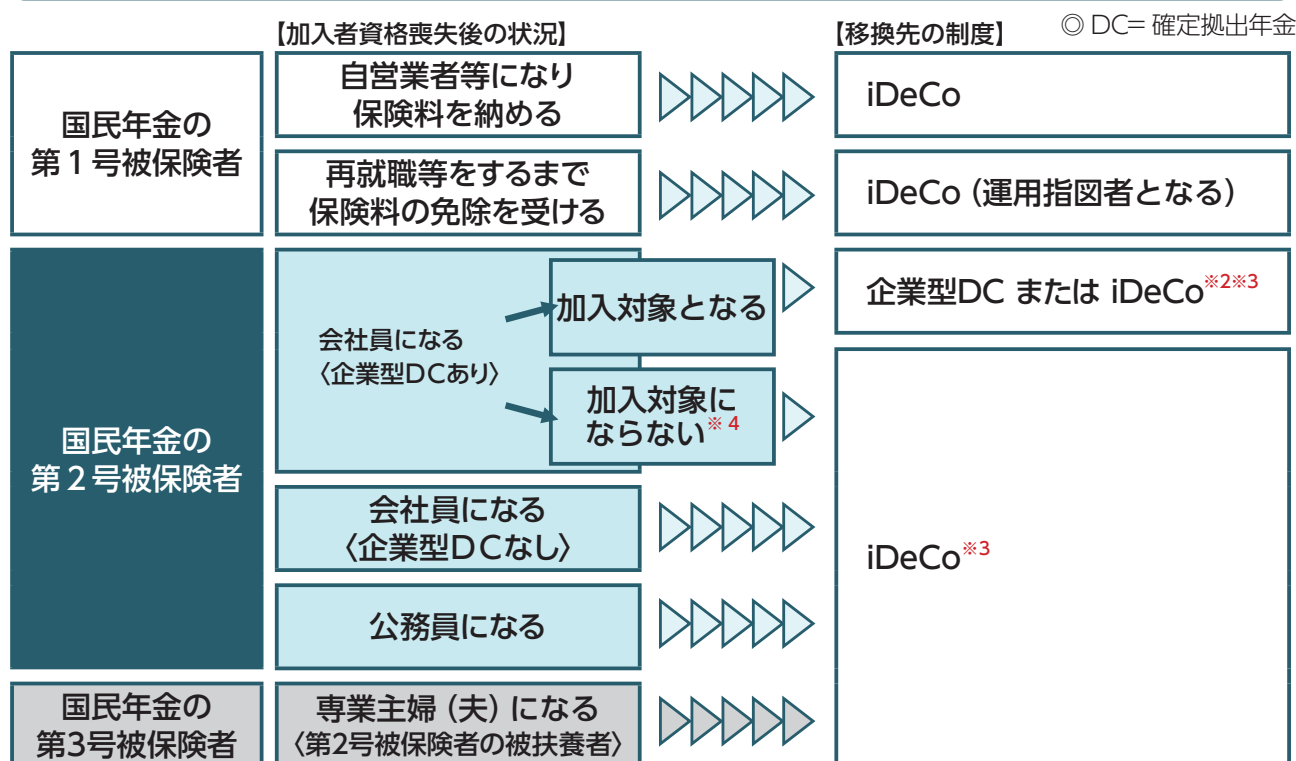
企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した方は、他の制度へ年金資産を移換します。詳細は、中途退職時にコールセンターでご確認ください。

加入者資格喪失後の状況に応じた移換先（確定拠出年金制度^{※1}）

企業型確定拠出年金 新しいお勤め先に申し出て、年金資産を移換する手続きを行う

iDeCo

受付金融機関に申し出て、年金資産の移換と加入者になる手続きを行う
(移換の手続きのみ行い運用指図者となることもできます)



※1 転職先の確定給付企業年金の規約で定めがある場合は、確定給付企業年金に移換することもできます。また、企業年金連合会へ移換することもできます。

企業型DCから企業年金連合会、確定給付企業年金へ移換を行う場合、移換先制度の制度設計上、企業型DCに加入していた期間（勤続年数を含む。）が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があります。また、企業型DCの個人別管理資産に係る期間（当該個人別管理資産に厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会又は国民年金基金連合会から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。）は通算加入者等期間から控除されます。ただし、企業型DCおよびiDeCoに同時に加入し、企業型DCの個人別管理資産のみ移換する場合には、iDeCoの加入者期間に影響はありません。

転職先で確定給付企業年金の加入者資格を取得した場合で、資格喪失日の属する月の翌月から起算して6ヶ月以内である、または国民年金基金連合会に自動移換された資産がある方が加入者資格を取得した場合は、規約に定めがある場合は確定給付企業年金へ移換できます。なお、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いですが企業型DCの本人拠出相当額は拠出時に非課税の取扱いであることから、確定給付企業年金へ移換する資産に企業型DCの本人拠出相当額を含む場合であっても、確定給付企業年金の本人拠出相当額としての取扱いではなく、給付時に課税されます。企業年金連合会へ移換する場合も同様です。

※2 移換期限を過ぎても移換手続きをしていない場合は、資産は自動的に転職先の企業型確定拠出年金に移換されます。（登録データ相違等により自動的に移換されない場合があります。）

※3 会社員や公務員になった場合、55,000円/月からDB等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金最低額（5,000円/月）を下回る場合は、掛金の拠出ができないため、運用指図者となります。

※4 企業型確定拠出年金への加入が選択制で加入者になる選択をしない場合を含みます。

◎どのケースに当てはまるか分からない場合など、詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

■ 企業型確定拠出年金への資産移換手続き

手続き先	新しいお勤め先	担当者に申し出て、年金資産の移換手続きを行う
手続きにかかる費用	元の制度からの移換手数料	規約によって異なる
	新しい制度への移換手数料	規約によって異なる
	自動移換にかかる手数料※	(→ P6)

※企業型確定拠出年金への移換手続きの前に自動移換された方は、自動移換にかかる手数料が徴収されます。

■ iDeCo への資産移換手続き

手続き先	iDeCo 運営管理機関 【受付金融機関】	運営管理機関の選択は任意。運営管理機関によって、運用商品や手数料が異なる
手続きにかかる費用	元の制度からの移換手数料	規約によって異なる
	iDeCo 加入・移換時手数料	2,829 円（税込）
	自動移換にかかる手数料※	(→ P6)

※ iDeCo への移換手続きの前に自動移換された方は、自動移換にかかる手数料が徴収されます。

移換した後にかかる費用については、
新しいお勤め先や、iDeCo 運営管理機関でご確認ください。

iDeCoとは？

個人型確定拠出年金のことで、会社員・公務員・自営業者・専業主婦(夫)等を対象として、国民年金基金連合会が主体となって運営されている制度です。

申込窓口である金融機関を経由して、国民年金基金連合会に加入等を申し込みます。
(iDeCo運営管理機関によって、運用商品のラインアップや手数料などが異なります。)

「加入者」と「運用指図者」の違いは？

掛金の拠出状況によって、加入者と運用指図者に分けられます。

「加入者」は移換した年金資産に加えて、ご自身で掛金を拠出しながら運用を続けます。

「運用指図者」は新たな掛金の拠出を行わずに、移換した年金資産の運用のみを続けます。

※iDeCoでは、加入者になれる場合でも運用指図者を選択することができます。

例外措置:脱退一時金について

原則として60歳になるまでは、資産を途中で引き出すことはできませんが、以下に該当する場合に限り、脱退一時金として受取ることができます。

個人別管理資産額が1.5万円以下である場合

- | |
|---|
| ① 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者及びiDeCo運用指図者でないこと |
| ② 個人別管理資産の額が1.5万円以下であること |
| ③ 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から6ヶ月を経過していないこと |

※ 上記 ①～③ のいずれにも該当する必要があります。

個人別管理資産額が1.5万円を超える場合

- | |
|---|
| ① 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者及びiDeCo運用指図者でないこと |
| ② 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から6ヶ月を経過していないこと |
| ③ 60歳未満であること |
| ④ iDeCoに加入できない者であること |
| ⑤ 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと |
| ⑥ 障害給付金の受給権者でないこと |
| ⑦ 企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること
又は
個人別管理資産の額が25万円以下であること |

◎ 上記 ①～⑦ のいずれにも該当する必要があります。

◎ 上記 ④ の「iDeCoに加入できない者」とは以下の方になります。

- ・国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除を申請している、又は、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方
- ・日本国籍を有しない海外居住の方
- ・DB等の他制度に加入する者(企業型DCに加入する者を除く)であって、5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金の最低額を下回る方

■ 留意事項

・ 手続期限

企業型確定拠出年金の加入者資格喪失月の翌月から起算して6ヶ月を超えると自動移換されます。

移換期限を超えると脱退一時金の請求はできません。

(一旦、iDeCoへ移換した後、脱退できる場合があります。)

・ 手続きにかかる費用

脱退一時金が振り込まれる際に、手数料がかかる場合があります。(規約によって異なります。)

・ 勤続3年未満等の場合

規約に事業主返還について定めのあるときは、事業主返還金相当額控除後の年金資産が脱退一時金の対象となります。

■ 請求手続きについて

- ・コールセンターで個人別管理資産額を確認し、請求に必要な書類を取り寄せます。
- ・必要事項を記入し、添付書類（本人確認書類※）とあわせて提出します。
- ・裁定を行った結果（支給または不支給）は、書面にて通知されます。

※氏名・住所・生年月日等が記載された運転免許証や健康保険証のコピー、住民票の写しなど。

【イメージ】確定拠出年金 脱退一時金裁定請求書（企業型RK裁定用）

[illegible]

脱退一時金の振り込みが完了するまでの日数は？

請求書類の裁定結果が「支給」の場合は、運用商品が売却され、規約等で定められたスケジュールにしたがって、指定した口座に脱退一時金が振り込まれます。

振り込みが完了するまでには、書類を提出してから約2ヶ月から3ヶ月の日数がかかります。

【ご参考】iDeCoの脱退要件

以下の要件をすべて満たす場合に限り、年金資産を脱退一時金として受取り iDeCo から脱退することができます。

① 60歳未満であること
② 企業型DCの加入者でないこと
③ iDeCoに加入できない者であること
④ 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと
⑤ 障害給付金の受給権者でないこと
⑥ 企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること 又は 個人別管理資産の額が25万円以下であること
⑦ 最後に企業型DC又はiDeCoの資格を喪失してから2年以内であること

◎上記 ①～⑦ のいずれにも該当する必要があります。

◎上記 ③ の「iDeCoに加入できない者」とは以下の方になります。

- ・国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除を申請している、又は、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方
- ・日本国籍を有しない海外居住の方
- ・DB等の他制度に加入する者(企業型DCに加入する者を除く)であって、5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金の最低額を下回る方

■ 留意事項

・ 手続期限

企業型確定拠出年金の加入者資格喪失後2年を経過すると、脱退一時金の受給要件を満たしていても脱退一時金の裁定請求はできません。

・ 手続きにかかる費用

元のお勤め先からの移換手数料……規約によって異なります。

脱退一時金の裁定手数料……………4,180円(税込)

※自動移換された後の手続きの場合、上記とは別に自動移換にかかる手数料が徴収されます。

■ 脱退一時金請求手続きについて

- ・コールセンターで個人別管理資産額を確認し、請求に必要な書類を取り寄せます。
- ・必要事項を記入し、添付書類(本人確認書類[※])とあわせて提出します。
- ・裁定を行った結果(支給または不支給)が書面にて通知されます。

※住民票の写し、印鑑登録証明書など。他に添付書類が必要な場合があります。詳しくは、手続きの際にご確認ください。